

亀山市告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年2月16日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

太岡寺町自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 規約に定める目的

変更前 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行なうことにより地域社会の維持、及び振興並びに郷土の発展向上に寄与することを目的とする。

(1) 回覧版の回付等により、区域内住民相互の連携を図る。

(2) 美化、清掃等区域内の環境整備を推進する。

(3) 地域住民の健康増進及び福祉の向上を図る。

(4) 不動産の維持管理及び運用を図る。

変更後 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行なうことにより良好な地域社会の維持、発展向上に寄与することを目的とする。

(1) 回覧版の回付等により、区域内住民相互の情報共有を図る。

(2) 清掃等により区域内の環境保全、整備を図る。

(3) 地域住民の健康増進及び福祉の向上を図る。

(4) 不動産の維持管理及び運用を図る。

(2) 区域

変更前 本会の区域は、亀山市太岡寺町全域とする。但し、

亀山市太岡寺町 8 5 番地 1、8 6 番地、8 7 番地 1、
1 4 0 番地、1 4 6 番地、1 5 3 番地 1、3 8 6 番地
1、3 9 1 番地、5 2 9 番地、5 2 9 番地 7、5 3 2
番地 3、5 3 3 番地、5 3 6 番地 1 0、5 3 6 番地 4、
5 3 6 番地 3 6、5 3 6 番地 3 7、5 3 6 番地 3 9、
5 3 6 番地 4 1、5 3 6 番地 4 5、5 3 6 番地 4 8、
5 3 6 番地 4 9、5 3 6 番地 5 1、5 3 6 番地 5 8、
8 0 5 番地 1 8、1 1 1 9 番地、1 1 3 1 番地、1 4 6
番地 8、1 2 8 6 番地 3 及び 1 4 4 4 番地を除き、亀
山市布気町 1 1 4 2 番地 4 から 1 1 4 2 番地 6 まで、
及び 1 1 4 9 番地 4 から 1 1 4 9 番地 6 までを含むも
のとする。

変更後 本会の区域は、亀山市太岡寺町全域とする。但し、
亀山市太岡寺町 8 5 番地 1、8 6 番地、8 7 番地 1、
1 4 0 番地、1 4 6 番地、1 5 3 番地 1、3 8 6 番地
1、3 9 1 番地、5 2 9 番地 7、5 2 9 番地、5 3 2
番地 3、5 3 3 番地、5 3 6 番地 1 0、5 3 6 番地 4、
5 3 6 番地 3 6、5 3 6 番地 3 7、5 3 6 番地 3 9、
5 3 6 番地 4 1、5 3 6 番地 4 5、5 3 6 番地 4 8、
5 3 6 番地 4 9、5 3 6 番地 5 1、5 3 6 番地 5 8、
8 0 5 番地 1 8、1 1 1 9 番地、1 1 3 1 番地、1 4
6 番地 8、1 2 8 6 番地 3 及び 1 4 4 4 番地を除き、
亀山市布気町 1 1 4 2 番地 4 から 1 1 4 2 番地 6 まで、
及び 1 1 4 9 番地 4 から 1 1 4 9 番地 7 までを含むも
のとする。

3 変更の年月日

平成 2 9 年 1 月 1 5 日

4 変更の理由

(1) 規約に定める目的

文意の明確化・表現の適正化を図るため

(2) 区域

区域の追加